

静岡県公立大学法人の「男女の賃金の差異」について

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	68.04%
正職員	91.73%
パート・有期職員	67.28%

対象期間： 令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

正職員： 常勤の教員、総合職職員、県派遣職員

パート・有期職員： 特任教員、研究支援者、専門員、事務員等

賃金： 手当等を含む総賃金

差異についての補足説明：「パート・有期職員」については、男女間に給料表や手当等の差異はないが、女性は勤務時間の短い職員が多く、また全体に占める人数も多いため、差異が生じていると考えられる。